

在デンバー日本国総領事館 領事部

平成29年メールマガジン第31号（2017年9月16日送信）

★★

【今号の内容】

- 衆議院青森県第4区、新潟県第5区および愛媛県第3区の補欠選挙に伴う在外選挙（予定）について

★★

- 衆議院青森県第4区、新潟県第5区および愛媛県第3区の補欠選挙に伴う在外選挙（予定）について

衆議院青森県第4区、新潟県第5区および愛媛県第3区選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙が、以下のとおり実施される予定です。

1. 補欠選挙の対象区

- 衆議院青森県第4区：青森市（旧浪岡町域）、弘前市、黒石市、つがる市、平川市、西津軽郡（鯨ヶ沢町、深浦町）、中津軽郡（西目屋村）、南津軽郡（藤崎町、大鰐町、田舎館村）

※衆議院青森県第4区は、本年7月施行の改正公職選挙法により区割りの改定が行われましたが、今回の補欠選挙は、欠員が生じたことに伴い執行されるため、改定前の選挙区によって行われます。

- 衆議院新潟県第5区：長岡市の一部（旧長岡市：平成17年4月1日合併前の長岡市・旧古志郡山古志村・旧北魚沼郡川口町）、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡
- 衆議院愛媛県第3区：新居浜市、西条市、四国中央市

2. 投票することができる方

- 上記1の選挙管理委員会名が記載されている在外選挙人証をお持ちの方

3. 在外選挙の日程

在外公館投票日：平成29年10月11日（水）（予定）

4. 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには以下をご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

在外公館投票

投票日時：10月11日（水）午前9時30分から午後5時まで（予定）  
投票場所：在デンバー日本国総領事館待合室またはその他の在外公館投票を実地する  
在外公館  
持参すべき書類：（1）在外選挙人証（2）旅券等の写真付き身分証明書

在外公館投票を実施する公館につきましては、以下をご覧ください。  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

### 郵便等投票

（1）上記1.に記載されている市区町村のうち、ご自身が登録している市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接、投票用紙等を請求してください。投票用紙の請求は、いつでもできます。請求の際は在外選挙人証を必ず同封してください。請求用紙は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、以下よりダウンロードしてください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyu.html>

（2）投票用紙が送られてきたら、補欠選挙の告示日の翌日（10月11日の予定）以降に、投票用紙に投票する候補者名を記入して、上記選挙管理委員会の委員長へ郵送（国際宅配便送付）してください。

（3）国内投票日の10月22日（日）の投票所が閉じられる時刻（原則午後8時）までに、投票所に到着するよう、登録先の市区町村選挙管理委員会に送付する必要がありますので、注意してください。

### 日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳しくは、登録先の各市区町村選挙管理委員会にお尋ねください。

告示日：平成29年10月10日（火）（予定）  
日本国内の投票日：平成29年10月22日（日）（予定）

=====

在デンバー日本国総領事館 領事部  
Consulate-General of Japan in Denver

1225 17th Street, Suite 3000

Denver, CO 80202

TEL:303-534-1151

FAX:303-534-3393

E-mail: [cgjd-consular@de.mofa.go.jp](mailto:cgjd-consular@de.mofa.go.jp)

Website: <http://www.denver.us.emb-japan.go.jp>